

## 平安中期訓点資料の仮名字体と訓読法

小林芳規

### 一 はしがき

漢文訓読史上、平安中期は、最初の、しかも最も大きな変改の生じた時期であると考えられる。第一に、片仮名発達の上で、この期に母字がほぼ固定し、字体が概ね省文になり尽したことが指摘されているし、又片仮名が訓点の補助符号としての役割から独立して、<sup>(注2)</sup>それだけで日本語を表記した文献も、この時期には見出されることもある。併せて、この期にはヲコト点法の変化や、声点・濁音符の新出が見られることも注目せられる。第二は、訓読法の変遷であっ

て、いわゆる即字的訓法がこの期に頻りに現れ用いられるようになったことである。再読字の二度よみや、接続詞「<sup>(注3)</sup>及」等が成立したり、「<sup>(注4)</sup>況」の呼応が「ヲヤ」等に画一化されるものもこの時期である。併せて、この期には識語に「点了」「点本」の文字が現れ、<sup>(注4)</sup>移点という訓読伝授の方法が生じたことが指摘せられる。又後世に伝授された訓読の祖点者が、溯って行くと早いものはこの時期に至ることも見逃せないことである。

このような重要な時期であるにも拘らず、従来、この期の訓点資料が平安初期や平安後期以降に比べて、利用しうる現存量に恵まれ

なかつたために、その研究は、幾つかの訓点資料についての個別的な調査報告に止まり、平安中期の全体として総合的に解明せられることが十二分でなかつたと思われる。しかし近時、石山寺蔵本等を主として、平安中期の訓点資料が、従来知られた以上に見出されることになつたので、平安中期における、訓点資料の相互の関係がどうであるか、他時期と比べてこの期の特色はどこにあるかなどについて、従来よりもやや掘下げて考察することが出来るようになった。無論、調査し得た数十点の文献だけでは不十分であつて、更に今後の調査と考察に俟たねばならないが、現段階での一応の整理を示して、今後の作業への出発点としたい。本稿では、主に仮名字体について述べ、関連して訓読法的一端について触れようと思う。

## 二、平安中期訓点資料の仮名字体の分類

片仮名字体の研究は、訓点資料の発掘調査によつて、著しい進歩を遂げた。しかし、時代を細かく区分して眺めると、平安初期と院政鎌倉時代の実態は相当程度に明らかになつたようであるが、残された時期、就中、平安中期については未だ十分に究明されていない点がある。

平安中期の片仮名字体の実態については、個々の訓点資料の調査報告の一環として示され、それに基づいて平安初期の字体との相違が印象的に推測として指摘せられて来た。しかし、この時期における、(一)訓点資料の相互の関係がどうか、(二)平安中期の仮名字体の特色を、平安初期や後期以降と比較して浮立たせるとしたらど

うなるか、を具体的に考察することは残された課題であつた。この稿では、特に、この二点から観察して見ようと思う。

平安中期の訓点資料に用いられた仮名を、五十音図によつて帰納し、これら各訓点資料毎の字体を相互に比較してみると、次の五類に大別される。(稿末37頁・38頁の仮名一覧表を参照されたい)

A、幾つかの資料の間で相互に字体が全く(又は殆ど)一致するもの

B、幾つかの資料の間で、字体が部分的に(特徴的な字体において)共通するもの

C、幾つかの資料の間で、特徴的な字体の共通するものが少ないもの

D、平仮名体を多く交え用いるもの  
E、roに「ロ」の字体を用いるもの

この分類方法について細説する。(1)先ず、roの字体に「え」を用いるか「ロ」を用いるかで二大別される。「ru||ル」「ro||え」「wa||o」が平安中期の特徴的字体であり、中でも「え」が注目されることは後述する所である。「ロ」を用いるのは、識語のあるものによれば、平安中期の末、後期に近いものであり、識語のないものでも、言語的特徴から中期末と見られるものが多い。(2)平仮名体を多く交え用いるのも、平安中期の或る種の訓点資料(主として漢籍)の字体の特徴である。平仮名と片仮名との区別は古点本では厳密にすることは難しい場合が多い。「お」「せ」「え」などは後世は平仮名と認めるものであるが当時は省面体と並んで一定の音節を表す役

を担っている。特に、「ヌ」は、この期の訓点におけるroの字体として時代的特徴を担うまでになつてゐる。しかしD類の資料では、同一音節を担うのに省画体と女手とが復用されており、訓点用仮名と訓点以外の場で用いる仮名(女手など)の体系が復用されている観がある。(部分的には用例を欠く音節もある)この点では、A類—C類やE類の場合とは著しい相違があると思われる。この類は文献の性格も他と異なり、主として漢籍である。(3)A類—C類は、roに「ヌ」を用い(又は用いたと推定され)、天曆、康保頃までの聖教である。A類は各音節とも字体の一致するものであるが、特徴的な字体の差によって、第一種と第二種とに分けける。例えば第一種はkiにすべて一様に「木」を用いるのに対して、第二種はkiにすべて一様に「丈」を用いるごとくである。B類は互いに共通する字体のうち特徴的な字体の仮名が部分的にしか一致しないが、その特徴的な字体の差によって一応、二種に分けし、A類と通し番号にして、第三種と第四種とする。第三種はkiに「寸」を用い、第四種はsuに「允」を用いるごとくである。C類は相互に共通する字体がなく区々であるが、これが二種に分けられる。第五種は、個々の字体においてA類B類に見られた字体との影響関係の想定されうるものを含むものであり、第六種は、平安初期の仮名字体に直接することが、他の種よりも想定し易いものである。

稿末の仮名一覧表は、以上のようにして分類せられたものである。以下、この表について各類と種との説明を重点的にしよう。

## 1、A類第一種(例示五点)は、各訓点資料が加點者と加點時期

とを異にするが、片仮名字体の一致しているものである。この内、「ア」「シ」の字体は、他の類とも共通するが、点線で囲んだ、「木」(キ)、「寸」(ヌ)、「エ」(テ)、「ウ」(マ)、「ハ」(ヤ)、「ラ」(ヲ)は特徴的である。これらの字体はA類第一種の間では全く(周易抄の「ス」のみ不一致)一致するが、他の類では同じ音節を表す仮名としてその種類に共通して使われることがないのである。A類第一種の資料の間に共通する事象を、仮名字体以外に求めると、直ちに、ヲト点法が皆、乙点図(この名称は点図集に名がなく、中田祝夫博士の仮称されたものである)であることが挙げられる。乙点図を用いた訓点資料は、挙例の五点以外にも存する。管見では、いずれも仮名字体はこの特徴を持っており、加點時期も平安中期に偏っている。

乙点図は、ヲト点法が、第五群点(博士家点や円堂点等を含む)の中、年代的に最も古い位置にあり、第五群点の成立、展開の上で注目せられたものである。<sup>(注5)</sup>その使用者は、蘇悉地羯羅経略疏寛平八年点によると、天台宗比叡山の僧で、慈覚大師円仁の弟子憐昭が挙げられる。この寛平八年点が乙点図の現存最古であることや、乙点図の現存資料が石山寺と仁和寺とに伝わっていること、及び内容上の諸点を勘案すれば、使用者は天台宗比叡山の僧とその流であろうと考えられる。乙点図を用いた諸点本が仮名字体まで一致し合うことはそこに、仮名字体の単なる影響を越えた相承が行われたことが窺われるのである。

## 2、A類第二種(例示五点)も、各訓点資料の仮名字体が一致し

ているものである。他の類・種と異なる特徴的な字体は、点線で囲んだ「尹」(イ)、「大」(キ)、「イ」(サ)、「下」(ス)、「七」(タ)、「十」(ツ)、「ス」(テ)、「カ」(ナ)、「上」(ニ)、「ラ」(ホ)、「ヨ」(メ)、「ム」(モ)、「ム」(ラ)である。これらの字体はA類第二種の間では全く一致するが、他の類では同じ音節を表す仮名としての種類に共通して使われることがないのである。A類第二種の資料に共通する事象を、仮名字体以外に求めると、直ちに又、ヲト点法が皆、順眺和尚点であることが挙げられる。順眺和尚点を用いた訓点資料は、挙例の五点以外にも存する。管見では、いずれも仮名字体にこの特徴が認められ、時期も平安中期の、しかも前半期に多い。但し、淳祐没後の平安中期末の訓点資料ではこの特徴の薄れたものも現れるがこれについてはE類の所で後に述べる。

順眺和尚点は、中田博士の分類された第八群点に属する点法であつて、その使用者は既に指摘せられてるように、石山内供の淳祐とその弟子に限られる。仮名字体においても淳祐が一定の字体を使ったことは、春日政治博士によって既に指摘せられているが、それが弟子の間にも相承せられたわけである。挙例の内、二点の加點識語を掲げておく。

○蘇悉地羯羅供養法<sup>卷上</sup>、<sup>卷下</sup> 二卷 石山寺藏

(奥書)(卷上、白書)延長三年(九三三)潤十二月廿四日/点了 祐

○蘇悉地羯羅經略疏 三卷 石山寺藏

(奥書)(卷第七、朱書)天曆五年(九五二)六月廿日候石山内供奉 十禅君御房受覺既畢

A類の第一種と第二種とは、それぞれに、訓点に用いる仮名の字体が、音節毎に一定していることを示すものである。それは、同一人が異なる聖教に加點する時に、一定の仮名字体を使うのは無論として、別人(弟子とか恐らく関係者)が用いる時にも、一定の仮名字体を使っていたことを意味する。そこには、既に訓点の伝授が行われ、前代には見られなかった教学の上の新しい傾向が生じた可能性がある。

3、B類は、各文献間で、仮名字体が全体としては一致しないが、部分的に或る音節については幾つかの文献に共通し、それが他の種類には見難くてこの種の特性となっているものである。この内、第三種は、点線で囲んだ「才」(キ)、「十」(ケ)、「寸」(ス)、「天」(テ)が共通しており特徴的な字体と見られる。B類第三種の資料に共通する事象を仮名字体以外に求めると、虚空蔵求聞持經平安中期点と大唐西域記卷十二平安中期点とは、ヲト点法が第四群点(天仁波流点に近い)であり、如来藏熾盛光讚康保四年写本一通はヲト点を用いず仮名のみ点本であるが、奥書と伝来とから天台宗比叡山のもの<sup>(注6)</sup>と見られる。又、石山寺藏漢書高帝紀下平安中期筆点は漢籍ではあるが、角筆という特異な加點方法によつたものであり(漢籍であり乍ら、他と異なって平仮名体の複用がないのはその一面を示すと考えられる)、仮名字体とヲト点法の上からは、天台宗叡山僧との関連が感得される。第四群点の天仁波流点流は平安中期以降には天台宗の内、比叡山の一門に行われたことが築<sup>(注7)</sup>島裕博士によって明らかにせられている。B類第三種の挙例の内、

大唐西域記平安中期点は伝来が南都から出たものであるから、これと叡山との関係に検討の余地が残るが、その多くが天台宗の比叡山の関係であることは指摘せられる。

B類第四種も、点線で囲んだ「ㇿイ」「サ」「ㇿ」「ス」「天」「テ」等が部分的に共通する。検討する資料が十二分ではないので、未だ確かなことがいえない。この種に共通する事象を仮名字体以外に求めると、ヲコト点法がいわゆる叡山点か叡山点に近いものであることが知られる。この点法は点図集の中に「叡山々木」とあり、築島博士はその名称の通り天台宗所用の点であろうとされた。恐らく天台宗の中でも比叡山の系統のものであろう。但し、挙例の内、石山寺藏法華義疏白点は、この聖教の長保四年の朱点が南都薬師寺僧注算の手になるものであり、これと叡山との関係に検討の余地が残るが、平安中期には天台宗の叡山の関係のものが主であつたらうと推測される。

B類は、南都との関係に未詳の点が残るが、主として、天台宗の比叡山の関係のものかと推測される。

4、C類は、字体に各資料間で音節ごとの共通点が見出され難く、個々ばらばらの観のあるものである。しかし仔細に見るならば一応二種に小分けされる。第五種は個々の字体ではA類やB類のそれと影響関係が想定されるものが含まれているものである。例えば、蘇悉地羯羅經延喜九年点の「ㇿ」(キ)はB類第三種の「ㇿ」と一致し、「ㇿ」はA類第一種と一致する。大毗盧遮那經隨行儀軌天曆二年点においても同趣である。又、珍奇な感の新しい字体が個

別的に現れるのもこの種である。このC類第五種は、ヲコト点が、天台宗所用の西墓点か又はそれに近いものであるのが注目せられる。

C類第六種は、平安初期の聖教の訓点に用いられた仮名字体との伝承関係が、他の種類よりも強く想定されるものである。仮名字体によつて平安初期訓点資料の類別を試みることは別稿に既に述べたので省くが、平安初期百年間にも推移があり、その末期には、金剛般若經讀述仁和元年点・菩薩善戒經(聖語藏)古点や、觀弥勒上生兜率天経贊白点のように淘汰されて来ている。大乘掌珍論天曆九年点の仮名字体は前者に、弁中辺論天曆八年点の仮名字体は後者に近い。この二本は、共に南都における平安中期の加点名であつて、しかもその仮名字体にはA類・B類やC類第五種のような、新しい特徴的な字体が見られないのも注意せられる。

5、D類は、既述のように、訓点以外で普通に用いられる仮名の体系をも複用するもので、漢籍が主となつてゐる。漢籍にこのような仮名の複用がある理由の一つとして、筆者はかつて次のように考へた。漢籍の加点は平安初期には恐らくヲコト点を用いず万葉仮名(又はその草体)本位であつたものが、平安中期に聖教のヲコト点と省画仮名とが取入れられることによつて、次第に万葉仮名(又はその草体)にとつて変えられたが、平安中期にはその新体系の省画仮名と旧体系の万葉仮名(又はその草体)とが共存することが多かつたのである。しかし、平安中期の消息や仮名文に見られ始め盛行した女手と一致する字体も漢籍の平仮名体には確かに存する。「ㇿ」(ス)、「ㇿ」(タ)、「ㇿ」(ヒ)などがそうであるが、これ

らは角筆の加点に現れ、これと密接な関係を持っているらしいことも理由の他の一つである。毛詩平安中期点の平仮名体はすべて角筆の訓点ばかり(。印)であり、漢書周勃列伝古点も同様に省画の片仮名は朱墨で書き、女手は角筆で書かれてある。そこに「九」「廿」が現れているのである。又、求聞持法応和頃点は聖教であるが女手の用いられている珍しい訓点資料である。しかし原本に就いて注意して見ると、先ず白文に最初に加点したのは角筆の訓点であつて、墨点にあとからその上を忠実になぞつたものであつた。角筆の加点には、伝統や習慣にとられない性格も重要な機能として認められる。聖教や漢籍の訓点に、当時の消息等に常用された女手を用いたのは角筆点のこの特性に基く所が大きいと考えられるのである。

6、E類はroに「ヌ」ではなく「ロ」を用いたものであつて、既述のように加点時期が、識語のあるものによれば平安中期の末であり、識語のないものでも言語的特徴から中期末と見られるものが多い。仮名字体は平安後期の特徴に接近しており、A類—D類までとは異なると思われる。この中には、仁王經呪願文平安中期末点のように、ヲト点に順曉和尚点を用いながら、仮名字体は淳祐の特徴(A類第二種参照)を失っている×印のものが多い。尚、roに「ロ」を用いる点本が必ず平安中期末以降であるかどうか検討の余地はある。もっと溯つた年代明記の資料に現れてもよさそうであるが、管見に入った所ではいずれも後期に近い文献に見られるのである。

以上、仮名字体の上から機械的に類別したのであるが、それぞれ類・種が、ヲト点法を同じくするなどして、使用者集団と関係

しているらしく、中には既に系譜を作っているらしいものもあり、平安初期とは異なる新しい姿として注目せられる。一方、集団の中にはヲト点も仮名字体も浮動の状態のものもあり、むしろそういう中で相承の兆の認められることが注目せられるのである。しかし、この分類作業には、今後もっと多くの資料を対象としなければならず真言宗関係の資料が手許に乏しいのは、資料的制約とはいえ、弱い所である。

次に、A類からE類までの各相互の関係を見よう。

1、A類第一種とA類第二種との特徴的な仮名字体を比較するに、それぞれが異なっており、少くとも仮名字体の上からは相互に直接の関連が認め難い。B類第三種の特徴的な字体においても同様である。

2、C類第五種の仮名字体には、個別的には他の類の特徴的な字体と一致するものがある。例えば、蘇悉地羯羅經延喜九年点の「寸」「十」「フ」「ム」「一」や百法頭幽抄古点の「ナ」「ス」「ケ」「一」などである。仮名字体は、ヲト点程体系性が強くないから、個々の字体として採り入れ合うことは、示差性に抵触しさえしなければ、簡便な字体を求めて、起りえたであらう。

3、D類の漢籍のうち片仮名体の中には、「寸」「天」や「フ」「寸」などA類B類の中の天台宗(特に叡山関係)の流の特徴的な字体と共通するものがある。漢籍のヲト点法の出自が天台宗であろうとされることと関係があろうか。

4、C類第六種の南都の資料の仮名字体が、南都を中心とする平

安初期の仮名字体の流を引継いだ様相であることは既に述べた。

5、平安中期のA類B類の特徴的字体は、その源が平安初期点本に見出せるものもあるが、平安初期に一般的であったものは少なく、平安新仏教の間の意図的な案出によるが多いのではなからうか。それらが系譜を作り、又は個別的に影響を持ち合たようである。

6、E類では、仁王経咒願文平安中期末古点のように順曉和尚点の特徴さえ失われかけており個別的な影響が働いて字体の特徴を犯し、平安後期と同じ、字体の統一化に徐々に動いているようである。

### 三、平安中期の片仮名字体の特徴

前節では、平安中期訓点資料の内部での異同とその相互の関係を考えたので、ここでは、平安中期訓点資料の仮名字体の全体としての特徴について考察する。

その方法としては、前後の時期に当る平安初期と平安後期との仮名字体と、それぞれに比較することが考えられる。

先ず、平安後期の片仮名字体（仮名一覽表参照）と比較した場合、特徴的なのは「え」である。平安後期の訓点資料ではroを表す仮名は、中期との境の時期に加点された一部を除いて、現行の片仮名字体と同じ「ロ」になっている。しかるに、平安中期の訓点資料では、後期に近いE類を除いて、一様に「え」の字体であって、この点は各類に共通している。極言すれば、平安中期訓点資料の仮名字体の特徴は「え」に集約することが出来るといえようか。それは単に、これが平仮名体であり、平安中期には平仮名体が多いという

ことだけでなく、次下のように、文字史乃至表記史の問題に係っているからである。

抑も、平安初期には「o」の字体がruにもroにもwaにも用いられたが、一文献としてはこの三音節のどれか一つを表す仮名として用いられれば残る二音節は他の字体が用いられることになる。その様は次のabcdのようである。これは同一の字体を以て異なる二つ

ru	a	b	c	d	e	f
ro	o	v	o	ル	ル	ル
wa	禾	o	o	o	え↓ 口	o

の音節を表すことが文字の示差性に抵触するからである、「o」のこの性質に着目して、筆者は平安初期の訓点資料を仮名字体から類別することを試みたのである（注8文献）。これが平安初期の末期にはdのように定着したらしく、C類第六種との関係で前節に指摘したことのある、菩薩善戒経古点等や観弥勒上生兜率天経白点はこの字体になっている。これらがヲト点法を始め系統の異なる訓点資料であるにも拘らず、この三音節を表す仮名は、「ル・え・o」に定まっているのである。「o」に係る仮名字体の淘汰がここで終わったというべきか。平安中期のru ro wa三音節に対する仮名字体も、eのようにこの三形「ル・え・o」が主流として受継がれた結果、この期の特徴を担うに至ったわけである。時にwaに「禾」を用いることがあっても、roは常に平仮名体の「え」であった。この平仮名字体は、片仮名と平仮名の十分に分化しない時期の字体としても

似合わしい。しかるに、これが平安中期の末になるとfのようにroが「ロ」に入換り、この形が後期以降に定着する。その理由としては次のようなことが考えられる。(1)平安後期には、平安中期に見られた特徴的な仮名字体が薄れて、所定字体への統一化が始まる。その兆は平安中期末に見られる。(2)平安後期は、平仮名が国語表記上位置を高め文学作品や消息などに盛用されるようになり、それとの対立意識から、訓点という異なった使用場面で用いられる省画体を主とした仮名が別体系の文字として、短直線のなものが好み選ばれて、その兆が平安中期末に見られるのではなからうか。(3)中期末・後期には、主に訓点の祖点者が現れて、その時代の新しい字体を採用したのが、その系統と共に伝えられて行ったことも考えられる。これに対して乙点図や淳祐の系譜は、平安中期の一時的なものであって後世には伝わらなかつたわけである。

ここに平安中期の仮名字体の変遷の姿が窺われるが、その変遷にはこれを使用する人間の交替が強く働いたであろうことが考えられるのである。

#### 四、訓読法との関連

片仮名字体に見られたこのような系統と特徴とは、単なる表記のことに止まらず、訓読法のような言語内容とも深い係りがあるのかどうか。少くとも、その究明への手掛りを与えてくれると思われ。ただし、表記と訓読法とは常に厳密に対応するとは限らないであろうことも留意しなければならない。

平安中期の訓点資料の中には、同一内容の聖教を、異なった人物が異なった時期に訓読したものがある。例えば、舟中辺論を石山寺淳祐が延長八年(九三〇)に訓読した巻上中下三帖と、興福寺僧都空晴の講義を天曆八年(九五四)に聴聞した巻下一巻がある。この両本について訓読法を比べると、同一本文を読むのに、共に同じ訓法もあるが、両本で異なる訓法が認められる。例えば「此増長善界入義及事成」(巻下)を、淳祐の延長八年点では、

此(心)増長(せしむ)善界(じ)善界を(入)入(じ)て(スル)義(を)は[及]事成(と)なり

と訓読するのに対して、空晴の天曆八年点では、

此は増長(せしむ)善界(じ)善界を(入)入(じ)て(スル)義(を)は[及]事成(と)なり(築島裕博士の訓読文による)

と訓読している。この二つの例文では「入義」の訓法と「及」字の訓法とが相違している。このうち、「入義」の訓法は個別的な問題であるから、他の箇所にも偶々同例が見出されることはあっても、多くの異なる聖教にわたって比較する際の項目には為し難い。これに対して、「及」字は漢文における接続法の助字であるから、同一の文章中に屢々用いられるし、本文の異なる聖教からも同じ用法の「及」を拾うことが出来る。若しこの助字に二つの異なる訓法があれば、これを手掛りとして訓読の特徴を比較考察することが出来る。漢文訓読史から見ると、「及」字の訓読には新旧の相違が認められる。即ち古い訓法では、日本語の並列助詞「ト……ト」をその箇所に読添えて文意を汲んだ上で当時の日本語に合せて訓読し、「及」字は不読とするのに対して、新しい訓法では、「及」のよう



に「オヨビ」と訓読する。「オヨビ」は追いつく意味の動詞の連用形であつて、国語としては本来は接続の意味・用法はなかつたはずであるが、動詞の用法の「及」と漢字を同じくする故に、接続用法の「及」字も画一的に同じ訓で読まれるようになったものであつて、字に即いた、いわゆる直訳訓と見られるものである。<sup>(注11)</sup>この見地からすれば、淳祐の延長八年点の「及ビ」の訓法は新しい訓法であるのに対して、空晴の天曆八年点の訓法は古い訓法であることになる。弁中辺論には、他にも「及」字が使われているが、空晴の天曆八年点は、総てこの用例と同じく不読と見られるものであつて、「オヨビ」と読まれた証を見出し得ない。一方、淳祐の延長八年点には「及」字に「ビ」等の加點のない例も存するが、約三分の一の「及」には、先掲例のように「ビ」の仮名が加點されている。加點のない例は、「オヨビ」と読んだが加點をしなかつたのか、或いは表記通り不読であつたが、三分の一は確かな、新しい訓法であつて、同一文献中に新旧が混つていたかのいづれかであろうが、とにかく淳祐の延長八年点には確かに新しい「オヨビ」の訓法が用いられていたわけである。先掲の相違は、このような両本における新旧の訓読法の違いを背景に持っているものであつて、それがあのような形として現れたと考えられる。

弁中辺論の淳祐の延長八年点で、比較考察の拠所となるような訓読法の主なものを示すと、再読字「当」が「当に……む」「当シレ」知のように再読になつていないこと、「已」に「……ツ・ヌ」等と呼応させる。「已」を「ヲハル」の他に「ヌ」とも読む、「不」者（人物を表す場合）「則（不読）」の於に「等」や、助詞「イ」を読添えること、「我トアル」の未融合形など（古い訓法）が見られ、一方、「言く」の呼応が「ト」のみであつて「イフ」の呼応語を欠くこと、限定用法の「唯」の呼応語に「ノミ」を欠く例もあること（新しい訓法）も見られる。これに対して天曆八年点では（築島裕博士の解説による）、先述のように、「及」字は不読で古い訓法であり、他にも、「唯」「但」には呼応語「ノミ」を読添える。又再読字「当」が「当（三）……ム」のように再読にならず、「已」に「……ツ・ヌ」の呼応語が必ずあり、「不」者（人物を表す場合）「の於に」や助詞「イ」を読添え、「噓トアル」の未融合形のあることなど、古い訓法が主となつてゐる。淳祐の延長八年点に比べて、加點年時は二十数年降るにも拘らず、それよりも一層古い訓法を示している。天曆八年点には仮名字体がC類第六種に属し、南都の伝統を引くものであつた。

それでは、弁中辺論の淳祐の延長八年点に見られた訓読法が、淳祐の他の訓点資料ではどうなつてゐるのであるうか。本文の字句が異なるのですべての共通例は拾い出せないが、先ず蘇悉地羯羅經供養法延長三年点では、接続の「及」は不読もあるが「及一以」のように訓読されたと思はれるものもあり、「唯」には呼応語「ノミ」

を欠く他、「当」は「当に……ヘシ」「当ッ置」の一度読みしか見

られず、「応当」の場合は「マサニ……ベシ」がある、「巳」の呼応

られたものである。  
次に、仮名字体がA類第一種の訓点資料について、その訓法を調

に「ス」を説添えている。又、蘇悉地羯羅經略疏天曆五年点では、

べよう。この類はヲコト点に乙点図を使用するものであった。蘇悉地

「及ヒ」「及一以ヒ」の訓法が多く、又「況」の呼応は「ヲヤ」「ム

羯羅經略疏寛平八年点の訓法を見ると、「及」に「オヨビ」の訓を見ず、

「符……ムトス」「須」など一度しか読まれず、「巳」をヲハルの外

「但」には「ノミ」を呼応させ、「巳」を「ヲハル」の他に「ナバ」と

に「ス」と読み、「者」、助詞「イ」を説添えるなど、弁中辺論の延長八

も読む。又、「当」などに再読の訓法も見られ、「不」「者」(人物を

年点とこれらの訓法が共通する。又仁王護国般若波羅密多經疏古点

表す)の訓法、「況」の呼応に「ヲヤ」という新しい形を用い、引用

(薫聖教)も、「及ヒ」と訓読し、「唯」に「ノミ」の呼応語を欠く

するが、新しい訓法の力が強い。この類の他の点本でも同趣であっ

一方、再読字は「当……ベシ」「須」など一度しか読まず、「巳ニ」

て、金剛頂略出経角筆点でも、「及」に「オヨビ」の訓を見ず、「巳」を

には完了の助動詞「リ」などを説添え、「不」と読むなど古い訓法

「ヲハル」の他に「ナバ」とも読み、又、「当」に再読があり、「不」

が用いられており、延長八年点に共通する。これらは前節でA類第

「者」の訓法、「巳」の呼応を「ト」で結び、助詞「イ」は用い

二種に属せしめたものであって、仮名字体が一致するだけでなく訓

ていない。金剛頂經三摩地法天曆三年点でも、「及」にオヨビの訓

読法も基本的には共通するようである。しかしヲコト点に順既和尚

を見ず、「当」の再読が見られ、「不」「者」の新しい訓法があり、

点まで一致するか否かは、今後の検討に俟たねばならないが、法華

助詞「イ」は用いていない。石山寺藏大方便仏報恩經平安中期点

が、乙点図では不説であるらしいこと、助詞「イ」を淳祐関係では用いるが乙点図では用いないこと、再読字は淳祐関係では一度の訓であるが、乙点図は再説が見られるなど、訓読上に新旧の著しい相違が認められるのである。これは淳祐の学問、訓読習得の事情と、乙点図の使用、恐らく天台宗の比叡山の僧とその流の学問との相違に基くものであろう。共に古い訓法が存するのは、共に平安初期末を承けることから見て考えられることであり、淳祐の方に古い訓法が多いのは当然であらう。(淳祐の仮名字体には「尹」「ホ」「ム」など成実論天長点等の字体と一致するものがあるのも偶然ではなからう)一方、乙点図に新しい訓法が多いのは、仮名字体が平安初期には見難い新形を用い出したこととも関係し、平安新仏教における、新しい工夫の反映であらうか。

これらA類の第一種と第二種とは平安中期の前半期を中心に行われ、系譜をも作つたらしいが、後世にはそのままでは伝えられなかった。しかし、訓読法においても、特に乙点図の新しい訓法は、同じ宗団の中を中心として、相互影響を繰返しつつ広がっていったと思われる。

B類C類の訓法の分析は十二分には出来ていないが、第六種のように、南都の伝統を引く訓点資料には、平安中期でも助詞「イ」が用いられたり、再読字の再説の訓法が見られなかったりして古い形式が強い。しかし大乘掌論天曆九年点が助詞「イ」を用いる一方で、接続詞の「及」の訓法が見られるなど、新しい訓法の影響が次第に現れていることを示すものであろう。

これに対して天台宗関係の点本では、新しい訓法が積極的に採入れられた趣のものがある。例えば、B類第四種の熾盛光仏頂儀軌天曆四年点は、叡山点を用いて比叡山関係のものと思われる。その訓法は、再読字が二十例余拾われるがその四分の三迄が、

我れ今説(カ)む之を。汝(カ)善く聴く。(一丁裏)

又須(カ)は棟(カ)扱(カ)上妙吉祥宿(カ)囉(カ)時(カ)日(カ)と親(カ)たり受(カ)く真言印契(カ)并て護摩(カ)の法(カ)を。(一丁裏)

のように再説されており、その他「不」「者」などの新訓法があり助詞「イ」も用いないが、「曰」の呼応には「ツ」等を応じさせているし、接続の「及」には「オヨビ」の訓がない。これらは、乙点図の訓法に近いものである。ただ乙点図では再説が見られるといつてもその文字全体から見ても量は多くはなかったが、ここでは四分の三の多量に及んでいるのである。

又、C類第五種の蘇悉地羯羅経延喜九年点は、三井寺の関係の点本であった。その訓法は、再読字の再説訓が早くも見られる。無論平安中期の初頭という時期から見ても、その使用量は多いとはいえないが再説訓の成立を証するものであった。その他、新しい訓法の種類が他類に比べて多く指摘せられる。「及」と「不」「者」「況」は無論、「則ち」の訓法まで存し、全体として新しい訓法が優勢であることが窺われるのである。

これらは助字やテニヲハの訓法を中心に眺めたものであるが、その他の訓読においても、平安中期の訓点資料には、注意せられるものがある。石山寺一切経蔵の仏説太子須陀拏経一帖(二十七函一四

号)は、平安中期の白点と朱点とがあり、その仮名字体は「木」(キ)、「十」(ケ)、「火」(ス)、「天」(テ)、「ギ」(サ)、「リ」(ラ)に特徴が認められてB類に属するヲコト点は第四群点である。その助字の訓法に「当」の再読、「不」「則チ」など新しい訓法が認められるのはB類として異例ではないが、その和訓には仏書の訓読としては珍しい訓が少なくない。

「マウオドロク」 王聞て愕然とマウオトロイフ

「イタク」 太劇く空<sup>ウツク</sup>虚<sup>ウソ</sup>国の蔵を

「イト」 寒れは則大寒く熱れは則大熱し(「イト」の訓は他にも数例ある)

「ハヤ」 婦言便去

「ハヤク」 汝便随て去

「カ、ル」 未<sup>マ</sup>曾<sup>ソ</sup> 見<sup>ミ</sup>是<sup>コノ</sup>輩<sup>ノ</sup>を<sup>ハ</sup>。

今復<sup>イマ</sup>遭<sup>ア</sup>値<sup>ヒ</sup>へる此<sup>コト</sup>。

「ナゼニ」 問<sup>ト</sup>す我<sup>ガ</sup>為<sup>ニ</sup> 諸<sup>ノ</sup>の臣<sup>ノ</sup>の言<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup> 何<sup>ニ</sup>為<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>取<sup>ル</sup>

「イツカ」 何時<sup>ト</sup>当<sup>ト</sup>に得<sup>ル</sup>道<sup>ヲ</sup>を耶

「アナリ」 有<sup>リ</sup>一<sup>ノ</sup>の男<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>の女<sup>ヲ</sup>。可<sup>シ</sup> 往<sup>キ</sup>て乞<sup>ヒ</sup>はるモノナラハ之

「ケリ」 実<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>サリケリトイテ相<sup>ツ</sup>ひ知<sup>ル</sup>ら、指<sup>シ</sup>示<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>処<sup>ヲ</sup>を

これらは平安後半期以降に漢文訓読語として、表現類型や語彙・語法が固定化する以前の、一様相を示すものであろう。A類第二種の蘇悉地羯羅経略疏天曆五年上点にも、

「ク」 明<sup>ノ</sup>若<sup>ク</sup>將<sup>シ</sup>て来<sup>ル</sup>、即<sup>チ</sup>止<sup>ム</sup>いふこと(卷五)

「ヤヤ」 稍<sup>シ</sup>蔽<sup>シ</sup> 神<sup>ノ</sup>驗<sup>ヲ</sup>一<sup>ニ</sup> (卷五)

とあるものや、石山寺藏守護国界主陀羅尼経(平安後期初頭)古点に「中に堅ク執着シ(注13)ハルこと無し」(卷六)の補助動詞「ハベリ」や、助動詞「ベイ」のあることも同趣の事象として注意せられる。D類の漢籍の訓法については既に別に述べたことがあるので省くが、その訓法は平安中期の特徴を持っており、聖教に近似を求めればB類に近い。

要するに、平安中期の訓読の特徴を、他の時期と比較するというならば、新旧の訓法の過渡期の様相を示すといえよう。その訓法の旧から新への推移において、訓点資料間に遅速があり、同一事象の量に多寡があったが、それが宗派学派と或る対応関係を持つことがあったために、資料の類別を可能にしたものであろう。又、過渡の時期には幾つかの試行もあったはずであり、和訓に、院政期の固定した訓読文には見出し難いものが現れたのもその一つであらう。かくて平安中期の訓読は、後に漢文訓読文体として固定する以前の、訓法や和訓の状態を呈していると考えられるのである。

【付記】 本稿は「平安中期の片仮名字体について」(第二十九回訓点語学会、昭和四十八年十月口頭発表)の原稿に、「訓読」を加えてまとめようとしたものであるが、急なる身辺の取込みのために、意を尽さない所が多い。別の機会の補訂を期したいと思う。

(昭和四十九年一月三十一日)

(注)

(1) ここにいう平安中期とは西曆九〇一年から一〇〇〇年迄の十世紀、約百年間を主に指す。

- (2) 春日政治「仮名発達史序説」(岩波講座日本文学、昭和八年四月)、他。
- (3) 拙稿「漢文訓読史上の一問題—再読字の成立について—」(国語学、大昭和二十九年三月)、「及字の訓読」(国文学言語と文芸四号、昭和三十四年四月)、「古点の況字統紹」(東洋大学紀要十二集、昭和三十三年二月)、「漢文訓読史研究の一試論」(国語学五五輯、昭和三十八年十二月)等。
- (4) 中田祝夫「古点本の国語学的研究・総論編」(講談社、昭和二十九年五月)
- (5) 注4文献
- (6) 熾盛光讀一通の奥書は、「以康保四年(九六七)十月十二日奉読法性寺座主」とある。この法性寺は、三保忠夫氏の調査によると、第十三代天台座主尊意(天慶三年入滅、八十一歳又は七十五歳)が創建に預り、尊意の僧号「注性房」はこの「法性寺」と係る。第十六代天台座主鎮朝(円仁の資玄昭の弟子、康保元年歿)が法性寺座主を勤めている(九歴)。康保より後、天元二年(九七九)には三井寺の余慶が法性寺座主を勤めているが、康保四年という年時と、伝来とから考えて、この文献は、天台宗の比叡山の系統のものと思われる。
- (7) 築島裕「天台宗の古訓点について」(伝教大師研究)所収、昭和四十八年六月)
- (8) 拙稿「平安初期訓点資料の類別——主に仮名字体による——」(方言研究年報、第十三巻、昭和四十五年十一月)
- (9) 拙著「平安鎌倉時代漢籍訓読の国語史的研究」(東京大学出版会、昭和四十二年刊)
- (10) 平安後期には、ki・su及びsa等の特定音節を表す仮名字体にゆれが認められる。これらの音節は平安中期にも種類によって出入りの甚しかったものであり、しかもその主要字体が平仮名体であることも働いて定着するのおくれたものと思われる。しかし他の音節を表す仮名は概ね短直線的に変っている。

- (11) 拙稿「及字の訓読」(国文学言語と文芸四号、昭和三十四年四月)
- (12) 注9文献
- (13) 大坪併治「石山守護国界主陀羅尼経の訓点」(国語国文第二十二巻第一号、昭和三十八年十一月)

— 広島大学教授 —



